

# 盛岡市公式ホームページバナー広告掲載取扱要領

平成19年2月15日

市長 決 裁

改正 平成20年2月13日

改正 平成24年3月1日

改正 平成27年3月5日

改正 平成28年3月7日

改正 令和3年3月5日

## (趣旨)

第1 この要領は、盛岡市公式ホームページに広告を掲載することに関し、盛岡市広告掲載要綱（平成17年2月9日市長決裁。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 盛岡市公式ホームページ 盛岡市（以下「市」という。）が公開し、及び管理するホームページで、<http://www.city.morioka.iwate.jp/>で始まるものをいう。
- (2) バナー広告 盛岡市公式ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

## (バナー広告の掲載基準)

第3 バナー広告の内容及び表現は、盛岡市広告掲載基準（平成17年2月9日市長決裁）第3及び第4の規定に準ずるものとする。

## (バナー広告等の禁止表現)

第4 バナー広告及びリンク先のホームページの表現が次の各号のいずれかに該当する場合は、そのバナー広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (2) 市の情報と錯誤するおそれがあるもの
- (3) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (4) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

2 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページで、要綱及びその他市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うホームページを閲覧者にあっせん又は紹介しているホームページのバナー広告は掲載しない。

## (バナー広告の掲載ページ、枠数及び規格)

第5 バナー広告を掲載するページは、盛岡市公式ホームページのトップページとする。

- 2 バナー広告の枠数は、10枠とする。
- 3 バナー広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 縦60ピクセル、横 120ピクセル
- (2) 形式 GIF (アニメーションGIFは除く) 又はJPEG
- (3) データ容量 5キロバイト以下

(広告の掲載期間)

第6 バナー広告を掲載する期間は、1月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

- 2 バナー広告の掲載を開始する日 (以下「掲載開始日」という。) は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。
- 3 バナー広告の掲載を終了する日 (以下「掲載終了日」という。) は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

(広告取扱業者の資格要件)

第7 バナー広告の募集及びその他必要な業務を請け負う広告取扱業者 (以下「広告取扱業者」という。) の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 盛岡市競争入札参加者資格があり、指名停止等の措置を受けていないこと、又は同等の要件を満たしていること。
- (2) 市内に本社又は営業所があり、本業務の請負に関し、市の要求に応じて即時に来庁できる体制を整えていること。
- (3) 会社更生法 (平成14年法律第 154号) 第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法 (平成11年法律第 225号) 第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(広告取扱業者の業務)

第8 広告取扱業者が請け負う業務は、次のとおりとする。

- (1) 広告主の募集、審査申請等の受付代行
- (2) 市との連絡調整及び市へのバナー広告データの提出
- (3) 広告主との個別契約及び代金回収
- (4) その他附帯する事項

(広告主の提出書類)

第9 盛岡市公式ホームページに広告を掲載しようとする者は、広告取扱業者にバナー広告掲載申込書 (様式第1号) を提出するものとする。また、バナー広告掲載申込書には次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 会社概要等、業務内容等が確認できるもの (当該年度の直近4箇年度以内に提出し、かつ、それ以降に変更がない場合は添付を省略できるものとする。)
- (2) 印鑑証明書 (当該年度の直近4箇年度以内に提出し、かつ、それ以降に変更がない場合は添付を省略できるものとする。)

(3) 盛岡市に納付すべき法人税（個人事業主にあつては個人市民税），固定資産税，都市計画税に係る直近2箇年分の納税証明書（市職員が納税情報を確認することについて広告主が同意した場合は添付を省略できるものとする。）

(4) 消費税及び地方消費税に係る直近2箇年分の納税証明書または未納額が無い旨の証明書（盛岡市に納付すべき税がない場合に限る。）

(5) 広告に表示する資格，許認可等を証明する書類（当該年度の直近4箇年度以内に提出し，かつ，それ以降に変更がない場合は添付を省略できるものとする。）

2 要綱第11第1項第1号の規定の適用を受けようとする広告主は，前項に定める広告掲載申込書に添えて，優先掲載取扱申立書（様式第2号）を提出しなければならない。

（バナー広告掲載の不承認）

第10 市は，バナー広告の掲載を認めないときは，広告掲載不承認通知書（様式第3号）により広告取扱業者を通じて広告主に通知するものとする。

（掲載の取消し等）

第11 市は，要綱第13第3項の規定によりバナー広告の掲載を取り消すときは，広告取扱業者を通じて，広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。

2 市は，バナー広告の掲載を取り消した場合，広告取扱業者が市に納入すべき契約金の減額は行わないものとする。

3 市は，バナー広告の掲載を取り消した場合，広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

（掲載の取下げ）

第12 広告主は，自己の都合により，バナー広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は，前項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げるときは，書面により広告取扱業者を通じて市に申し出なければならない。

3 市は，第1項の規定によるバナー広告の掲載が取り下げられた場合，広告取扱業者が納入すべき契約金の減額は行わないものとする。

（盛岡市公式ホームページの停止）

第13 市は，1日を超えて盛岡市公式ホームページの運営を停止した場合は，広告取扱業者が市に納入すべき契約金を減額するものとする。

2 前項の規定にかかわらず，天災，事変その他の非常事態の発生により，市が盛岡市公式ホームページの運営を一時停止した場合は，契約金の減額は行わないものとする。

（要綱第11第1項第2号に規定する市長が定める期間）

第14 要綱第11第1項第2号の市長が定める期間は，6月とする。

（広告審査会）

第15 要綱第9に基づき，盛岡市公式ホームページ広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

第16 審査会は，市長公室長，市長公室次長，広聴広報課長，広聴広報課長補佐及び広聴広報課広

報係長並びに市長公室長が命じた職員をもって構成する。

第17 審査会の審査事項は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第11第1項第1号の規定の適用に関すること。
- (2) 第10のバナー広告掲載の不承認に関すること。
- (3) その他バナー広告の掲載に関し必要な事項。

(実施期日)

第18 この要領は、令和3年4月1日から実施する。

様式第 1 号

バナー広告掲載申込書

年 月 日

盛岡市長 様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

電話番号 ( )

盛岡市公式ホームページにバナー広告を掲載したいので、関係書類を添えて申し込みます。なお、盛岡市広告掲載要綱並びに盛岡市公式ホームページバナー広告掲載取扱要領第 3 及び第 4 に抵触しないことを宣誓します。

記

広告内容		
リンク先のホームページアドレス		
代替テキスト (15字以内)		
掲載希望期間	年 月～ 年 月	
連絡先	電話	
	ファクス	
	E-Mail	
	担当者名	

関係書類 (写し可)

- ・会社概要等, 業務内容等が確認できるもの
- ・印鑑証明書
- ・次に掲げる税の直近 2 箇年分の納税証明書

①盛岡市に納付すべき法人税 (個人事業主にあつては個人市民税), 固定資産税, 都市計画税

②消費税及び地方消費税 (①の税の賦課がない場合に限る。)

- ・広告に表示する資格, 許認可等を証明する書類

このバナー広告掲載を決定するに当たり, 上記①の納税情報を担当課の職員が確認することに同意します。

商号又は名称

代表者職氏名

印

様式第2号

優先掲載取扱申立書

年 月 日

盛岡市長 様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

電話番号 ( )

関係書類を添えて申し込んだ広告の掲載について、次により盛岡市広告掲載要綱第11第1項第1号による優先の取扱いを受けたいので申し立てます。

記

(優先の取扱いを希望する理由等)

様式第3号

広告掲載不承認通知書

年 月 日

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

様

電話番号

( )

盛岡市長

年 月 日付けで提出されたバナー広告掲載申込書について審査した結果、掲載を承認しないこととしたので通知します。

記

(不承認の理由)